

平成30年9月14日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成30年9月14日（金曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

西村勝男	委員長		
土見大介	副委員長		
浅野敏江	委員	阿部かほる	委員
菊地進	委員	小高洋	委員

出席議長団（2名）

香取嗣雄	議長
伊藤博章	副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭	副市長	内形繁夫
健康福祉部長	阿部徳和	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人	健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主事	片山太郎

会議に付した事件

議案第 55 号 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 57 号 平成 30 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 58 号 平成 30 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第 60 号 平成 30 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

議案第 61 号 平成 30 年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

午前10時00分 開会

○西村委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第55号「所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、議案第57号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第58号「平成30年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第60号「平成30年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第61号「平成30年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第55号、第57号及び第58号、議案第60号及び第61号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例など合計5カ件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせていただきますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは当局より説明をお願いします。志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 おはようございます。

保険年金課からは、まず議案第55号の説明をさせていただきます。資料No.4及びNo.17をご用意ください。まず資料No.4の7ページをお開きください。

議案第55号「所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についてご説明いたします。

提案理由は、7ページ最下段にありますとおり、所得税法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

詳細の説明に移りますので、資料No.17の第3回市議会定例会議案資料をご用意ください。こちらの資料の9ページをお開きください。

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてです。

1. 概要については、所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、塩竈市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例、塩竈市子ども医療費の助成に関する条例及び塩竈市心身障害者医療費助成に関する条例について、所要の改正を行おうとするものです。

改正の内容については、所得税法に規定する「控除対象配偶者」の定義変更に伴う用語の整理となり、現在の改正前の「控除対象配偶者」としているものを改正後案として「同一生計配偶者」とするものです。

施行日につきましては、公布の日とするものです。

なお、米印のとおり、医療費の助成については、前年の所得により対象者の決定をいたしますので、改正した場合の本市母子・父子家庭医療費、子ども医療費の助成、心身障害者医療費の各助成に関する条例の規定は、平成31年10月1日以降、すなわち医療費助成の年次更新以降に受けた医療に係る医療費の助成についてから適用されることとなります。

なお、本議案に関する条例の新旧対照は、お手元の資料No.17の7から8ページに記載のとおりとなります。

議案第55号に関する説明は以上となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは子育て支援課から、議案第57号、一般会計補正予算のうち子育て支援課にかかわる部分をご説明いたします。

議案資料のNo.16、補正予算説明書とNo.17、定例会議案資料をご用意いたします。

高等職業訓練促進給付金等事業の事業内容についてご説明いたします。

資料No.17の40ページをお開き願います。

まず、1の事業概要ですが、本市では、ひとり親家庭の親が就職するために有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師や介護福祉士等の資格取得のための高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進修了支援給付金を給付しております。今年度の受講を希望する対象者が当初見込みよりも多かったことから、増枠分について補正予算を計上するものです。

次に、2の給付内容についてです。

まず、(1)の給付対象者ですが、塩竈市内に居住するひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準であること、資格を取得するための教育訓練機関において1年以上のカリキュラムを修業し、かつ資格の取得が見込まれる者となっています。

ここにおける資格とは、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、調理師などがあります。また、仕事や育児と養成機関における修業の両立が困難であると認められることや、原則として過去に訓練給付金を受けていないということが条件となっています。

次に、(2)の給付額についてですが、市町村民税非課税世帯については給付金が月額10万円、修了給付金が5万円となっております。また、市町村民税課税世帯の給付金は月額7万500円、修了給付金が2万5,000円となっております。

なお、支給額は、その年度の4月から7月までの期間は前年度の課税状況をもとに、8月以降は当該年度の課税状況をもとに決定します。また、毎月支給となっておりますが、月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合は支給しないこととなっております。

次に、3の平成30年度における給付対象者数及び給付額についてですが、当初の見込みでは例年の支給状況をもとに市町村民税非課税世帯の2名に対する支給と1名の修了給付金の支給を見込んでおりました。しかし、ことし4月に4名の受給希望があり、そのうち1名は市町村民税非課税世帯、2名が市町村民税課税世帯であり、残りの1名は前年度の課税状況により4月から7月までは非課税世帯でしたが、8月以降は課税世帯に切りかわっております。そのため、受給希望者の数と課税の状況が判明し、予算の不足額が確定したことから、9月定例会におきまして補正予算を計上したものです。

なお、給付金分につきましては、当初見込んでおりました給付額240万円に対して今年度の見込み額が385万6,000円となることから、145万6,000円の増額補正を計上するものです。また、修了給付金分につきましては、当初の支給を5万円と見込んでいたところ2万5,000円となることから、2万5,000円の減額補正をするものです。

なお、4名に対しましては、4月以降、養成機関の出席状況を確認した上で毎月給付金の支給を行っております。

次に、4の事業費及び財源内訳についてですが、事業費として143万1,000円を増額補正しようとするものです。財源内訳ですが、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金として107万3,000円を見込み、一般財源を35万8,000円と見込んでおります。

次に、補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.16の9ページ、10ページをお開きください。

まず、歳出予算からご説明いたします。

第3款民生費第2項児童福祉費第3目母子福祉費の第20節扶助費として143万1,000円を計上しております。これは事業内訳欄に記載のとおり高等職業訓練促進給付金等事業であります。内訳といたしましては、高等職業訓練促進給付金として145万6,000円の増額、高等職業訓練修了支援給付金として2万5,000円の減額となっております。

次に、補正予算の歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金の第3節児童福祉費補助金として107万3,000円を計上しております。これは、先ほどご説明いたしました高等職業訓練促進給付金等事業の事業費143万1,000円に対して4分の3の額を母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金として増額補正しようとするものでございます。

子育て支援課からは以上でございます。ご審査についてよろしくお願いいたします。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 それでは続きまして、保険年金課から、議案第58号「平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。

資料番号16番をご用意ください。資料番号16番、補正予算説明書の22ページ、23ページをお開きください。

総括をごらんいただきます。歳入歳出それぞれ補正額欄のとおり7,294万円を追加し、補正後の額を61億2,254万円とするものです。

それでは、まず歳出からご説明いたします。

同じ資料の26、27ページをお開きください。

第8款諸支出金第1項償還金及び還付加算金のうち、まず第3目の一般被保険者償還金でございます。説明欄に記載のとおり、国庫補助金等精算返還金といたしまして6,745万2,000円を追加するものです。これは、平成29年度に国から概算で交付を受けました療養給付費負担金について、平成29年度決算により生じた余剰金を精算し、国に返還するため計上するものでございます。

次に、同じく第8款諸支出金第1項償還金及び還付加算金のうち第4目退職被保険者等償還金でございます。こちらも説明欄に記載のとおり国庫補助金等精算返還金として548万8,000円を追加するものです。これは、平成29年度に社会保険診療報酬支払基金から概算で交付を受けました療養給付費交付金につきまして、平成29年度決算により生じた余剰金を精算

し、社会保険診療報酬支払基金に返還するため計上するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

同じ資料、24ページ、25ページをごらんください。

第6款繰入金第2項基金繰入金の第1目財政調整基金繰入金といたしまして、歳出補正額と同額の7,294万円を追加するものです。これは、国及び社会保険診療報酬支払基金に返還するための財源として国保の財政調整基金から取り崩し、歳入に繰り入れるものです。

議案第58号に係る説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 続きまして、長寿社会課からは、議案第60号「平成30年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」の保険事業勘定についてご説明させていただきます。

恐縮ですが、お手元の資料番号16番をご用意お願いいたします。補正予算説明書でございます。38ページ、39ページをお開きお願いいたします。

総括表でございます。歳入歳出それぞれ297万6,000円を増額し、補正後の額を54億7,247万6,000円とするものであります。

具体的な内容についてですが、42ページ、43ページをお開きお願いいたします。

第7款諸支出金第1項償還金及び加算金第2目国庫支出金等返還金とございますが、説明欄にございます介護給付費等交付金、それから地域支援事業支援交付金が今回の補正の対象でございます。こちらにつきましては、社会保険診療報酬支払基金から40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者分として交付されています介護給付費の交付金額につきまして、平成29年度分の額の確定に伴い精算を行うものでございます。このルール分としまして支払基金からは28%分を負担していただいておりますが、説明欄に記載のとおり、介護給付費等交付金、地域支援事業支援交付金、合計297万6,000円の補正計上をお願いするものでございます。

次に、歳入でございます。

恐れ入りますが、同じ資料の40ページ、41ページをお開きお願いいたします。

第7款繰入金第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金として、補正額が歳出と同額の297万6,000円でございます。これは、平成29年度決算の余剰金を一旦介護保険特別会計の財政調整基金に積み立てておりましたが、今回の精算に当たりまして基金を取り崩し、歳入に繰り入れるものでございます。

なお、国・県などの精算につきましては、今後国・県の精算請求を受けまして、例年ですと

2月補正の時期に行わせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

長寿社会課の説明は以上でございます。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 続きまして、保険年金課から、議案第61号「平成30年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。

今お手元にお開きをいただいております資料番号16になります。こちらの補正予算説明書の44ページ、45ページをお開きください。

総括をごらん願います。歳入歳出それぞれ補正額欄のとおり555万円を追加し、補正後の予算額を7億2,175万円とするものでございます。

では、まず歳出からご説明いたします。

同じ資料の48ページ、49ページをお開きください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項高齢者医療広域連合納付金第1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。説明欄に記載のとおり、後期高齢者医療広域連合納付金として503万円を追加するものです。これは前年度の繰越金のうち後期高齢者医療広域連合に納付すべき金額を計上するものであります。

次に、同じ資料50ページ、51ページをお開きください。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第1目保険料還付金であります。説明欄に記載のとおり、過誤納還付金などおいたしまして52万円を追加するものです。これは繰越金のうち平成29年度決算時点における還付未済額を被保険者に還付するため計上するものであります。

続きまして、歳入に移ります。

2枚戻りまして、46ページ、47ページをお開き願います。

第5款繰越金第1項繰越金第1目繰越金に歳出と同額の555万円を追加しておりますが、これは平成29年度決算の収支差額分を計上しております。

議案第61号に係る説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。各委員よりのご発言をお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 私から1点だけ質疑をさせていただきます。

資料No.17の40ページ、高等職業訓練促進給付金等事業についてというところで、今ご説明を

いただきました。ありがとうございます。これはとてもいい制度であるなということをおもいます。

それで、3番の平成30年度における給付対象者数及び給付金のところで、今、細かな説明をいただきました。この中で、非課税世帯の方、一応平成30年度見込みとして16カ月ということですか。それで、修了給付金のところが、一応ゼロ人ではいいんですけども、この辺の見込みとしての予算というのは修了給付金5万円、それから課税世帯は2万5,000円ということですけども、これは予算的にはつけているんでしょうか、お願いいたします。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 今年度の受給申請は4名受け付けておまして、現在、給付金を支給しておりますが、そのうちのお一人の方が1年間の養成機関で修業する方になっておりますので、今年度末には学校のほうが修了するということが確定しております。この方が課税世帯ということになりますので、2万5,000円が必要ということがわかっております。また、それ以外の3名につきましては、2年間、来年度も養成校で勉強するということになっておりますので、今年度は卒業しないということがわかっているものですから、1年後、計上となっております。（「ありがとうございました」の声あり）

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 ご説明ありがとうございます。私からも同じく高等職業訓練促進給付金事業について2点ほどお伺いしたいと思います。

この事業、今、給付対象となっている方が数名程度にとどまっているということがありますが、実際ひとり親家庭の親で児童扶養手当の支給を受けている方というのは、この数名と比較して相当数、実際いらっしゃるんじゃないのかなというふうに思っているのですが、随分数が少ないというのが印象として受けたところでした。

そこでちょっとお伺いしたいんですけども、給付対象者になり得る、要するにひとり親家庭の親で児童扶養手当を支給されている家庭というのはどの程度あるのかと、あと周知方法というものはどのようなことを行っているのか、2点についてお伺いしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まず、現在、児童扶養手当を受給されている世帯についての数になりますが、ことし8月1日現在で596世帯となっております。それで、それに対して今年度は4名ということで非常に少ない数となっているという認識はあります。

それから、制度についてのPR、周知方法についてですが、年に数回、こういう制度がありますということで広報に掲載しております。また、ホームページのほうに載せております。あとは、こちらなんですけど、県で「ひとり親家庭支援ほっとブック」というものを毎年度発行しておるものがありまして、毎年、児童扶養手当の現況届を8月1日に行っておりまして、窓口に来ていただいて申請を受け付けているものになります。そのときお一人ずつにお配りしまして、この中にいろいろなひとり親世帯に対する支援の制度が載っているんですが、その中でもこういう制度がありますということが掲載されておりまして、そちらのほうで周知をしているところです。以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見副委員長 596世帯だと。さすがにちょっと少ないなと、給付されている方が少ないなと思ったんですけども。

このことが議案に上がってきてから何件かひとり親世帯の方にヒアリングとかさせていただいて、実際その8月の段階で冊子をいただいている方というのも話があったんですけども、もらうだけでなかなか、「中身の概要とか説明してもらえたらうれしかったのに」という話があったので、一言、そこはコメントとしてつけさせていただきたいと思います。

どうしても、その冊子をもらっても、大量に、中のサポート事業がたくさんありますので、どうしても自分に必要になったときにならないと多分目を通さないし、そのころには多分冊子がどこかに行っちゃったりと。いろいろとなかなか活用しづらい、活用する機会を逃してしまう家庭も多いのかなというふうに感じていますので、ぜひ必要なときにちゃんと情報が知れるようなサポートのほうをお願いしたいと思います。以上で終わります。

○西村委員長 ほかにございませぬか。小高委員。

○小高委員 それでは、私のほうから何点かお伺いしたいというふうに思います。

それで、資料17番の9ページのところ、文言の部分に関してのことかなというふうに思います。ちょっと確認だけだったんですが、所得税法等の一部改正する等の法律に伴ってということで、その改正そのものにはさまざま思うところがあるわけですが、そういった中身に触れるのではなくて、この文言の整理の仕方というのは、これまでの「控除対象配偶者」というものが「同一生計配偶者」という名前に置きかわると。その中で1,000万円以下という所得要件で控除対象配偶者というふうに法律の中でなるので、条例の中身をそのように文言整理を行うということで、この改正に伴ってのいわゆる助成対象者についての影響というのはこ

これは基本的にはないという考え方でよろしいのかどうかお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今回の条例改正案に伴います影響については、ないという状況になっております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。確認をさせていただきました。

それで、続きまして、高等職業訓練、先ほど土見委員がお聞きになっておりましたけれども、やはり私もぱっと見たときに、その受給されている方が少なく、もうちょっと活用していただけるといいのかなというふうな思いもありまして、その観点からちょっとお聞きをしたかったんですが、この制度設計において、例えばその予算の立て方としては前年度あるいはそういういったところの実績から予算を立てるわけなんですけれども、基本的には該当していれば上限なく受けられるものであるということを確認をしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 先ほどもご説明しましたとおり、給付対象者の部分に該当する場合は給付を決定するというものになります。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 となると、その人数だとか予算の制限ということではなくて、基本的には該当していて希望があれば受けられるということになるんだろうというふうに思います。

それで、先ほどあったとおり596世帯という対象の数に対して4名というところはやはりもうちょっと活用していただきたいなという思いがあって、その制度の中身の周知といいますか、そういったところで、一定の資料はもらえるけれども中身についてなかなか使いにくいということがあったようなので、その点については、周知というものについてはまた考えていただきたいなというふうに思うんですが。

実際、例えばこれで訓練を終えられたと、修了されたというふうになったときのその後というのはつかんでいるものなのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 昨年度の例ですと、昨年度は1名の方に給付金を支給しております。そして卒業されて資格を取得されました。そしてその後、担当から就職などについて一定程度お問い合わせというか、お聞きしておりまして、昨年度は看護師の資格を取得し

ている方になりますが、市内の病院に就職しましたということをお聞きしているような状況になっております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 どこまで突っ込んでするかというのは、なかなか個人情報ですとかそういった部分で難しいところはあるんだと思うんですが、例えばこういった制度を活用したことでその後こういったふうになりましたというふうなところを、アピールと言ってしまうとちょっと変な言い方になるかもわかりませんが、そのあたりの実績も踏まえて、こういった制度があるんですよというところのアピールといいますかね、そういったところができるといいのかなと。そのあたりは難しいところあるかと思しますので、ちょっと検討が必要かと思うんですが、そのあたりについてもちょっと考えていただきたいなということをお願いをしたいと思います。私からは以上で終わります。

○西村委員長 ほかにございませんか。菊地委員。

○菊地委員 同じく資料No.17の40ページの高等職業訓練促進給付金について、ちょっとわからないというか、例えばひとり親家庭とかっていうと生活の基盤がやはりこういう訓練だの行くとだめなんで、もともとこの方々の中で生活保護とか受けている方もいるということではないですか。

○西村委員長 生活保護を受けている方はいらっしゃいますか。小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 生活保護を受けている、受けていないというところの確認まではしていません。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 なぜ聞くかというと、生活保護を受けていて、さらにこれがいただけるのかなと思ったので、生活保護との関係がどうなのかとか、生活保護の方は外しているとかというんだったらまた違うんだけれども、かなりの、596世帯ですか、人数が多いし、その辺の対応はどうなのかという実情を知りたいの。例えば生活保護だって職業のあっせんとか何かいうのを推進だのいっぱいしていると思うんですよ。それにこういった制度があって、自立していただきたい、ちゃんと生活を自立していただきたいという意味でこういうのがサポートとしてあると思うんだけれども、その辺の生活保護との兼ね合いがわからないとちょっと難しいのかなと思うので、その辺、生活保護も受けていてさらにこれを受けられるものなのか、生活保護は生活保護で違うよというのか、その辺の区割りというのがどうなっているのか

よっと教えてください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 国で事業の実施要綱というものを定めています。それに基づいて市でも要綱を定めています、その中に生活保護世帯は対象外というようなことにはなっていないかと思うんですが、なお確認させていただければと思います。

○西村委員長 いいですか。（「いや」の声あり）確認した結果を教えてください。

菊地委員。

○菊地委員 いいんだよ、生活保護の方も受けられるというのであれば。そういうふうな要綱、国から示されている要綱なんかをちゃんとお示ししてもらえば、ああそうですかと納得するんだけど、どうなのかなというのがわからないから。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護の方も対象となり得るのかといった部分なんです、基本的には、ほかの制度として、まず基本的に生活保護の方についてどのような今現状あるのかという部分では、就労支援というか、ハローワークに行ってもらったり、就労をしていただくような形で、ハローワークでこういった職業訓練とかそういった部分であっせんとかしていますというのがまず1点。

あと私たちのほうでもこういった制度等については周知等を行っているところなんです、またなお一層連携を図っていくような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 ちょっとはつきりわからない。連携を図っていくというのはいいんだけど、だから、できるというのであればいいんだけど。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 この事業そのものがちょっと、私のほうも確認しないとわからないんですが、やはり普通に考えると対象となり得るのかなというふうには考えております。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 大変申しわけありませんでした。今年度の4名の受給者を確認しましたところ、生活保護の受給者はいないということが確認できました。

それから、生活保護を受けていても、こちらのほうの給付金のほうも受給することは可能と

ということです。対象となるということです。申しわけありませんでした。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 さっきもお話したんですが、やはり生活保護を受けている方でひとり親とか母子家庭とかというのがあって、もしこういう制度が活用できて自立していけるという、もっとそういった方々にこの制度を周知して、自立をしてもらうよう促進してもらえれば、この制度というのは生きるのかなと思ひまして、生活保護の関係等を聞きました。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 私からも同じような質疑で、この40ページについて質疑をさせていただきますが、大方、皆さんがお聞きになったので、内容的にはわかりました。また、この資格というものが看護師とか介護福祉士とか調理師とかというなかなか高度な資格ということで、やはりそういった資格をお取りになって、より生活の安定を求めるといのは大変大事なことだと思っております。

私もやはり土見委員と同じように情報提供をどういうふうに行ったのかお聞きしたかったんですが、先ほどのご答弁の中で一定程度理解をいたしました。やはりこの596世帯ですか、その方たちにPRするにはやはりかなり弱いという印象は受けております。それと同時に、生活保護に陥らないためのワンストップサービスというところもあります。また、ハローワークでもいろいろご指導していただいていると思ひますけれども、やはりひとり親世帯の家庭といのはさまざまな問題も抱えている方たちなので、やはりより丁寧な説明、それから指導が必要ではないかなと思っております。

もう1点ちょっとお聞きしたかったのが、この訓練期間、大体1年間どのぐらいの日数とか時間を要するのか、またこの訓練を受けている間にほかの仕事ができるのかできないのか、その辺のゆとりがなく月額10万円の給付金があるのか、その辺についてももう少し詳しくお聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 看護学校ですとかそういったところだと通常の専門学校のように学校に通うということになりますので、なかなか仕事をしながら勉強するというのは難しいようです。対象者の要件としまして、自分自身の仕事と子育て、それから養成校で勉強することを両立するのが難しいと認められる方が対象となっておりますので、そういったことから、なかなか自分自身の仕事、子育て、それから修学、学習を両立することは難し

いということで、そういうひとり親家庭の状況になっていると思われま

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ひとり親家庭というと、どうしても私たちは母子家庭というイメージがあるんですが、今、離婚等で男性の方もかなり、お父さんが子供さんを育てていらっしゃるという方もいらっしゃいますし、またそういった今社会で求められている看護師、それから介護福祉士というなかなか手がいないという部分の資格を取るという意味では、そういった社会でも必要とされている人材を育成していく機会だと思っております。

ただ、やはりこの給付金が非課税世帯で月10万円、また課税世帯で7万500円というのはどうしても、預貯金の関係もあるでしょうけれども、なかなか生活をしていくにはかなり厳しいなど。例えば仙台の看護学校に通うにしても当然通学費というんですかね、交通費もかかるでしょうし、恐らくこの職業訓練そのもの自体はもしかして無料かもしれないですけども、ただ教科書とかそういったものもどのような対象になっているのか、その辺に何か、いわばこの596世帯の方々が踏み切ることができるかできないかという大きな条件にもなっていると思いますので、その辺のことをもうちょっと詳しくお聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 養成機関で勉強するということは、やはり自分の家庭の生活を維持していくだけの収入を得られるような仕事はなかなかできない状況になるのかなと思います。そうしますと、なかなか学校に通って勉強して資格を取ってということに踏み切るとは難しいのかなと思います。一応こちらは国の制度にのっとってこのような給付金の制度となっているところですが、そういった制度に基づきながらも、さらにひとり親世帯の方に支援をできるようないろいろな制度がありますので、そういったものもご紹介しながら、皆さんが自立して生活できるように支援していきたいと思っております。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 なかなかちょっと難しいような、ただせっかくのこの制度が取り組みようによっては活用できないというのは本当に残念ですので、ぜひここはやはり意思疎通ができるような、まずしっかりと当局のほうでそういった方々の細々したご相談に乗りながら背中を押してあげるような、そういった制度にぜひ今後ともしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。私は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

それでは暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第55号、議案第57号及び第58号、議案第60号及び第61号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手全員であります。

よって議案第55号、議案第57号及び第58号、議案第60号及び第61号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を終了いたします。

午前10時41分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 西村勝男